

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		卸売業者、売買参加者及び関連事業者に対する市場施設の使用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則
条 項		第 6 3 条 第 1 項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次に該当するときは、使用料を減免することができる。 (1) 市場秩序若しくは公共の利益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 管理上支障があると認められるとき。 (3) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 (4) その他市長が適当でないと認めるとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	3 日
	設定等年月日	平成 1 7 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		